

介護保険サービス等に関する消費税の取扱いについて

これまでの議論における主な意見について①

※第160回～165回の介護給付費分科会において頂いたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜介護報酬の上乗せ対応＞

- 委託費等課税費用のデータの中には、人材派遣に係る費用が含まれているが、この費用は年々上昇傾向にあり、こういった状況を把握し、報酬に反映すべき。
- 送迎サービスの提供を委託している場合が少なくなく、また、通所サービスで使用する備品等は事業所の持ち出しのものが多い。これらに対応するためにも、報酬の上乗せ等を適切に行って欲しい。
- 介護ロボットやセンサー等の事務負担軽減のためのICT活用が進むことに伴い、購入費用が増加するとともに、課税割合も大きくなるのではないか。
- 特養の入所者の重度化が進んでいる中で、介護用品購入数が増加し、増税の影響が大きくなってくる。
- 通所リハビリテーションに期待が高まっているものの、新規開設や事業所の増改築に係る負担は大きく、消費税対応が必要ではないか。

- 8%引上げ時における消費税負担については、平成26年度介護報酬改定により、概ね担保されているのではないか。
- 介護事業経営実態調査の結果を用いて把握・検討するに当たり、データについては、外れ値処理を行うなど、できる限り精緻なものとなるよう配慮をお願いしたい。
- 課税経費割合の算出に当たっては、保険給付の対象外の費用は除外する等適切に対応して欲しい。
- 8%引上げ後、介護報酬改定による基本報酬の見直しもあったところであり、サービスによっては変動が大きいため、不平等が生じないようきめ細かな対応を行うべき。

- 介護報酬への上乗せについては、論点に提示された形で、対応をお願いしたい。
- 総合事業の単価についても、介護報酬と同様の対応を行うべき。

これまでの議論における主な意見について②

〈基準費用額の対応〉

- 食費、居住費について、給食委託費の高騰や施設設備等に関する建築費の上昇分等を踏まえて引き上げる必要があるのではないか。
- 食費については現状において、既に基準費用額を上回っており、調理員人件費も上がり、委託業者が撤退する状況もあると聞いている。可能であれば、施設種別毎の食費を出した上で、検討すべきではないか。また、8%増税時点に遡及して引き上げることはできないか。
- 10%引上げ時においては、飲食料品等は軽減税率が適用されるところであり、食費について議論する際はこの点について考慮した上で対応を検討すべきではないか。
- 食費や居住費の推移をみると、増税と連動していることが読み取れず、10%増税を契機に見直すことはおかしいのではないか。
- 今回は基準費用額そのものの考え方ではなく、消費税引上げにあわせた取扱いについての議論をお願いしたい。
- サービス創設から20～30年経過し、多くが建て替えを行う時期であり、負担が大きくなるという状況も考慮して欲しい。中長期的な課題としては、現行の基準費用額の設定の考え方が適切かどうかも検討する必要がある。具体的には建物の保守や修繕、維持費用にも消費税がかかっており、このことも踏まえ検討できるようして欲しい。
- 居住費の基準費用額について、減価償却費を見るとバラツキがある。定率法や定額法など、制度が変わっているがそれが反映がされていないのではないか。基準費用額の設定の考え方の見直しが必要ではないか。

これまでの議論における主な意見について③

<区分支給限度基準額>

- 各サービス事業所等における課税品目について、実態にあわせて適切に介護サービス費に反映させるとともに、区分支給限度基準額の見直しが必要ではないか。
- 従前と同様のサービスを利用しているのにもかかわらず、新たに限度額を超える利用者が生じることや、サービスを控えざるを得ない者が生じることがないようにする必要がある。

<福祉用具貸与>

- 福祉用具貸与の上限額設定が新たに行われたが、設定に当たっては8%時点の調査ではなく、10%引上げが反映できるようして欲しい。

<その他>

- 高額投資等については、医療保険と足並みをそろえて対応すべき。
- 8%引上げの議論時と比較し、社会的要因の変化があれば示して欲しい。

介護保険サービス等に関する消費税の取扱について①

論点

- 第160回介護給付費分科会において、今後の消費税10%引上げ時における検討に当たっての事業所等の実態把握を進めるため、①介護サービスの課税割合、②介護サービス施設・事業所における設備投資の状況、③食費・居住費の平均的な費用額の把握方針について議論をいただくとともに、第162回及び第163回介護給付費分科会において、関係団体よりヒアリングを実施したところ。
- 今後、平成29年度介護事業経営実態調査や団体ヒアリングの結果等を踏まえ、10%引上げに向け、①介護報酬による上乗せ、②区分支給限度基準額、③基準費用額、負担限度額等の対応についてどう考えるか。

対応案

① 介護報酬による上乗せ

- 医療保険における対応との整合性も踏まえる必要はあるが、8%引上げ時における対応を参考に、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せることとしてはどうか。

<基本単位数への上乗せ>

- 消費税引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、人件費その他の非課税品目を除いた課税経費(介護用品費、委託費等)の割合について、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて把握し、これに税率引上げ分($110/108 - 1$)を乗じて基本単位上乗せ率を算出してはどうか。

$$\text{基本単位上乗せ率} = \text{課税経費割合} (\times) \times (110/108 - 1)$$

$$\text{※課税割合} = 1.0 - \text{人件費比率} - \text{その他の非課税品目率}$$

介護保険サービス等に関する消費税の取扱について②

対応案

＜加算の取扱いについて＞

- 8%引上げ時における対応を参考に、対応方針を検討することとしてはどうか。
- 具体的には、課税経費の割合が大きいと考えられる加算(※)については、課税費用に係る上乗せを行うこととし、その他の加算については、個々の加算単位数への上乗せが困難なことから、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せしてはどうか。
- ※ 8%引上げ時は、所定疾患施設療養費、緊急時施設療養費等について対応

$$\left. \begin{array}{l} \text{基本単位数への上乗せ} \\ = \text{基本単位数} \times (\text{基本単位上乗せ率} + \text{加算に係る上乗せ率}) \end{array} \right\}$$

- その際、単位数ではなく基本単位数に対する割合で設定されている加算(※)、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乗せ対応は行わないこととしてはどうか。
- ※ 8%引上げ時は特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算等が該当

介護保険サービスにおける費用構造推計の結果

	①非課税費用 (収支差額を含む)	②課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	84.1	14.1	1.8	15.9
2 介護老人保健施設※	77.0	18.4	4.6	23.0
3 介護療養型医療施設※	70.8	25.8	3.3	29.2
4 訪問介護（介護予防を含む）	83.5	15.4	1.2	16.5
5 訪問入浴介護（介護予防を含む）	75.6	23.0	1.4	24.4
6 訪問看護（介護予防を含む）	83.9	14.8	1.3	16.1
7 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	71.0	25.8	3.2	29.0
8 通所介護（介護予防を含む）※	75.9	19.9	4.2	24.1
9 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	75.8	20.5	3.7	24.2
10 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	85.1	13.4	1.5	14.9
11 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	76.8	22.4	0.8	23.2
12 福祉用具貸与（介護予防を含む）	44.7	51.8	3.5	55.3
13 居宅介護支援	84.1	14.7	1.2	15.9
14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88.0	10.9	1.0	12.0
15 夜間対応型訪問介護	81.5	17.0	1.5	18.5
16 地域密着型通所介護	72.0	23.7	4.2	28.0
17 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	78.4	17.8	3.9	21.6
18 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	79.3	16.4	4.3	20.7
19 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.1	13.1	0.8	13.9
20 地域密着型特定施設入居者生活介護※	82.9	15.7	1.4	17.1
21 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	85.5	11.6	2.9	14.5
22 看護小規模多機能型居宅介護※	76.3	18.7	5.0	23.7
全 体	79.0	18.4	2.7	21.0

(注1)平成29年度介護事業経営実態調査(以下「調査」という。)の結果数値等を用いて推計。

(注2)※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用(建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等)を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

(注3)全体については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

介護保険サービス等に関する消費税の取扱について③

論点

- 区分支給限度基準額について、消費税引上げにあわせた介護報酬への上乗せ対応を行うことについてどのように考えるか。

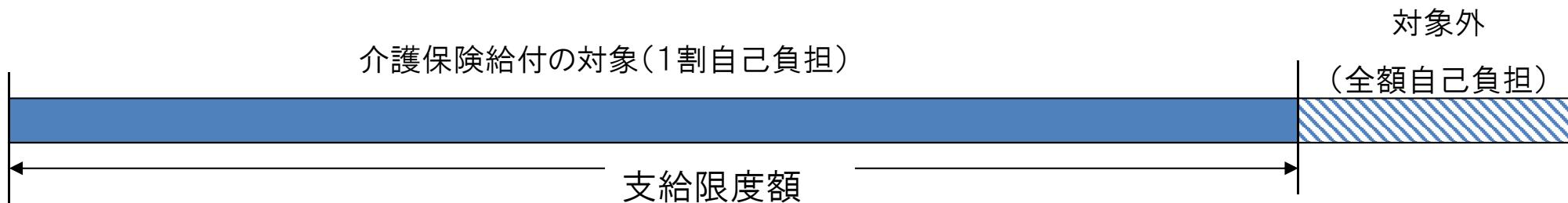
対応案

- 消費税引上げに合わせた介護報酬の上乗せ対応により、
 - ・ 従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じる可能性があること
 - ・ 中重度の要介護者により大きな影響が及ぶこと等から、消費税引上げによる影響分について、区分支給限度基準額を引き上げることとしてはどうか。

区分支給限度基準額について

社保審－介護給付費分科会
第165回(H30.11.22) 資料2より

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。
→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担



- 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

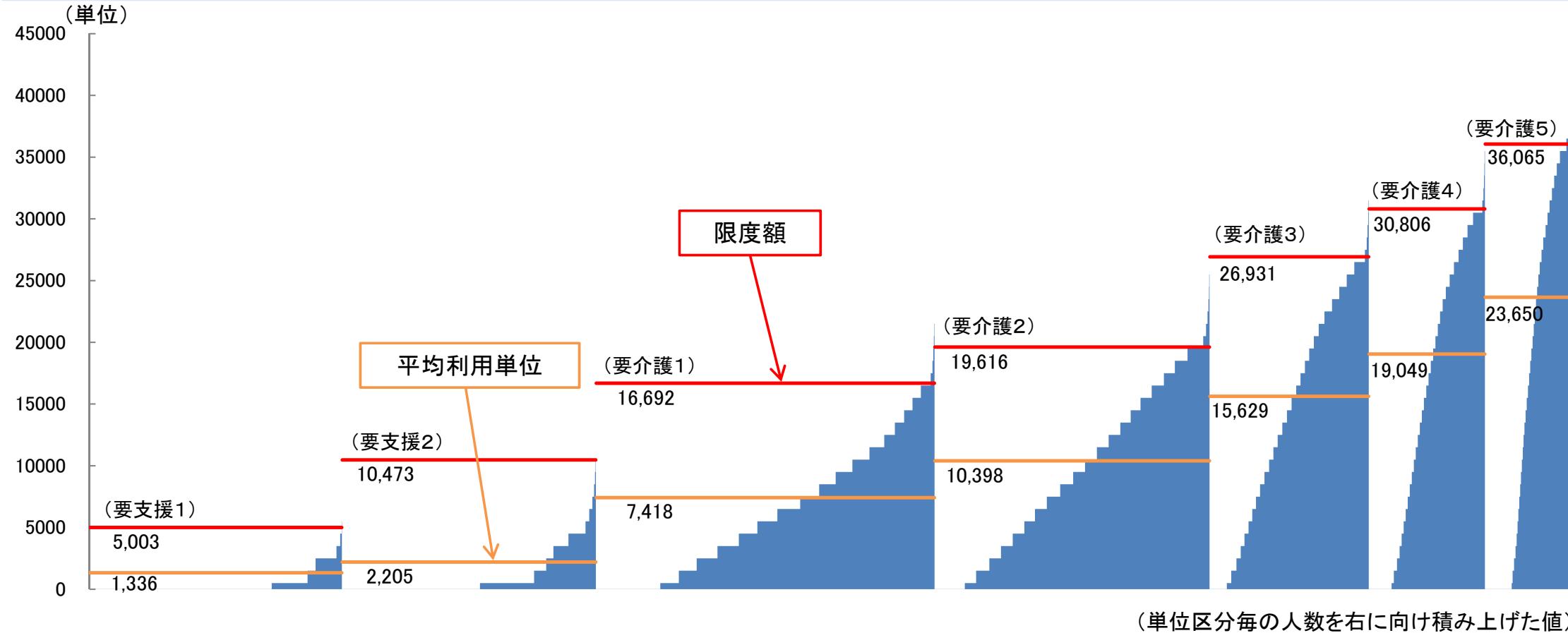
	人数	支給限度額 (円)	受給者1人当たり 平均費用額(円)	支給限度額に 占める割合(%)	支給限度額を 超えている者(人)	利用者に占める支給限度 額を超えている者の割合 (%)
要支援1	242,658	50,030	13,358	26.7	950	0.4
要支援2	399,279	104,730	22,049	21.1	547	0.1
要介護1	949,638	166,920	74,184	44.4	16,437	1.7
要介護2	848,991	196,160	103,980	53.0	30,454	3.6
要介護3	488,411	269,310	156,289	58.0	14,205	2.9
要介護4	324,417	308,060	190,492	61.8	12,465	3.8
要介護5	202,770	360,650	236,498	65.6	9,843	4.9
合計	3,456,164				84,901	2.5

※介護給付費等実態調査(平成30年4月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

サービス給付単位数の分布状況

社保審－介護給付費分科会
第165回(H30.11.22) 資料2より



※出典:介護給付費等実態調査(平成30年4月審査分)を用いて作成。

※「施設等」は、特定施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型特養及び介護保険3施設。「在宅」はそれ以外の利用者。

※「未利用者」とは、国保連で審査支払いを行うサービスを利用していない者。

介護保険サービス等に関する消費税の取扱について④

論点

- 基準費用額について、食費、居住費の実態を平成29年度介護事業経営実態調査に基づき調査したところ、一定の変動が認められるが、どのように考えるか。
- 福祉用具販売や福祉用具貸与、住宅改修の価格について、8%引き上げ時においては対応していないが、10%引き上げ時において対応を検討する必要はあるか。

対応案

<基準費用額、負担限度額>

- 食費、居住費の実態を調査したところ、平成29年度介護事業経営実態調査による平均的な費用額と基準費用額を設定した際の平均的な費用額に一定の変動幅がみられるとともに、一定の費用については、消費税により負担が増加することが見込まれる。このような状況を踏まえ、基準費用額について、利用者負担への影響を加味しつつ、8%から10%への消費税引上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せを行うこととしてはどうか。
- 引上げに当たっては、負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めており、これは消費税の引上げにより直接的に変動するものではないことから、見直しは行わないこととしてはどうか。

<福祉用具販売や福祉用具貸与、住宅改修>

- 特定福祉用具販売及び住宅改修サービス費については、市場価格による保険給付が行われており、特段の対応は行わない一方で、本年10月から設定された福祉用具貸与の上限額について、税率引上げ分を引き上げることとしてはどうか。

施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

		基準費用額 (月額)	①×110/108 (消費税率引上げの影響を考慮)	平成29年度 介護事業経営実態調査 (①)		平成26年度 介護事業経営実態調査		平成20年度 介護事業経営実態調査		平成17年度 介護事業経営実態調査		平成16年 介護事業経営概況調査		
				(平成28年度収支)		(平成28年度収支)		(平成26年3月収支)		(平成20年3月収支)		(平成17年3月収支)		
食費	41,952	合計	44,452 (44,037※1)	合計	43,644	合計	41,183	合計	40,361	合計	40,270	合計	42,229	
		調理員等	26,572 (26,473※1)	調理員等	26,089	調理員等	23,807	調理員等	24,193	調理員等	23,952	調理員等	25,339	
		材料費等	17,880 (17,564※1)	材料費等	17,555	材料費等	17,376	材料費等	16,167	材料費等	16,319	材料費等	16,891	
居住費	多床室	25,536	合計	44,007	合計	43,217								
		特養 <small>[国庫補助金等相当額を勘案]</small>	減価償却費	33,344 ※2	減価償却費	32,748								
		老健 <small>27年度～ 11,248 ～26年度 9,728</small>	光熱水費	10,663	光熱水費	10,469	光熱水費	11,215	光熱水費	10,101	光熱水費	9,863	光熱水費	9,490
			(H28家計調査)		(H28家計調査)		(H25家計調査)		(H19家計調査)		(H17家計調査)		(H15家計調査)	
													(H16家計調査 9,484)	
	従来型個室	34,960	合計	55,423	合計	54,427	合計	54,097	合計	53,913	合計	61,787	合計	53,931
		特養 <small>[国庫補助金等相当額を勘案]</small>	減価償却費	37,188	減価償却費	36,524	減価償却費	31,022	減価償却費	34,955	減価償却費	43,871	減価償却費	37,688
		老健	光熱水費	18,235	光熱水費	17,903	光熱水費	23,075	光熱水費	18,958	光熱水費	17,916	光熱水費	16,243
		49,856	合計	44,713	合計	43,959	合計	47,660	合計	57,172	合計	57,343	合計	60,509
			減価償却費	27,901	減価償却費	27,452	減価償却費	26,206	減価償却費	40,742	減価償却費	43,247	減価償却費	44,428
	ユニット型個室的多床室		光熱水費	16,813	光熱水費	16,507	光熱水費	21,454	光熱水費	16,430	光熱水費	14,096	光熱水費	16,081
		49,856	合計	39,274	合計	38,620	合計	35,127	合計	60,449	合計	64,938	合計	63,936
			減価償却費	28,163	減価償却費	27,711	減価償却費	23,767	減価償却費	47,655	減価償却費	52,251	減価償却費	50,827
	ユニット型個室	49,856	光熱水費	11,111	光熱水費	10,909	光熱水費	11,360	光熱水費	12,793	光熱水費	12,688	光熱水費	13,109
		49,856	合計	65,004	合計	63,848	合計	64,642	合計	67,036	合計	62,477	合計	67,794
		59,888	減価償却費	46,512	減価償却費	45,693	減価償却費	39,988	減価償却費	49,546	減価償却費	43,839	減価償却費	49,071
			光熱水費	18,492	光熱水費	18,155	光熱水費	24,654	光熱水費	17,490	光熱水費	18,638	光熱水費	18,723

注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。

注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。

注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。

注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。

注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めるとした。

※1 紹与費(通勤手当を除く)及び給食材料費を除いて消費税率引上げの影響を考慮した額。

※2 土地賃借料を除いて消費税10%への引上げの影響を受ける投資として推計

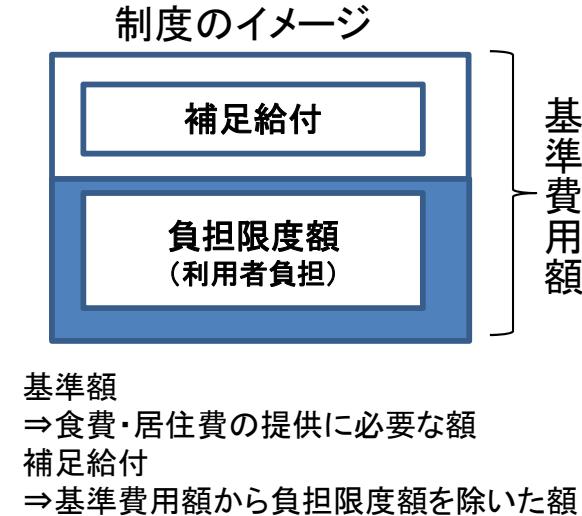
低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み

第153回介護給付費分科会
(H29.11.29) 資料4 抜粋(一部修正)

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費(補足給付)として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者		制度のイメージ	
	第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者			
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円以下			
	第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外			
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者			

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。



食費	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
居住費	特養等	840円 (2.6万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)
	老健・療養、医療院等	370円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)
居住費	従来型 個室	特養等	1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)
		老健・療養、医療院等	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)
ユニット型個室的多床室		1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)
ユニット型個室		1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)

※月額については、一月を30.4日として計算

福祉用具貸与の見直し

社保審一介護給付費分科会
第158回(H30.1.26) 参考資料1より

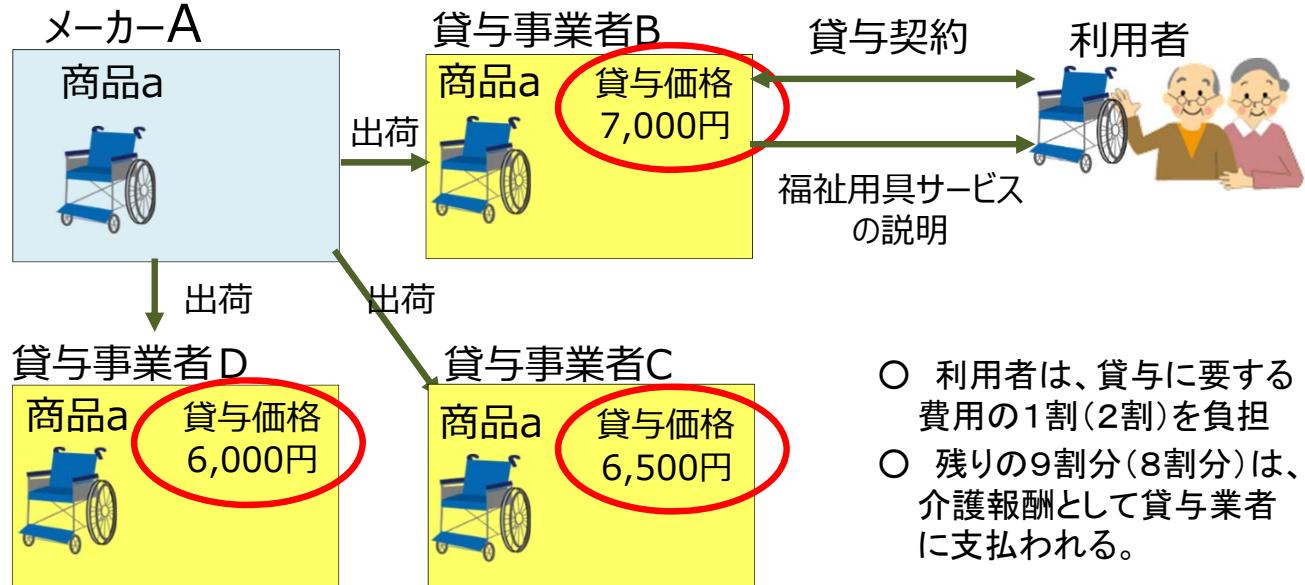
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定

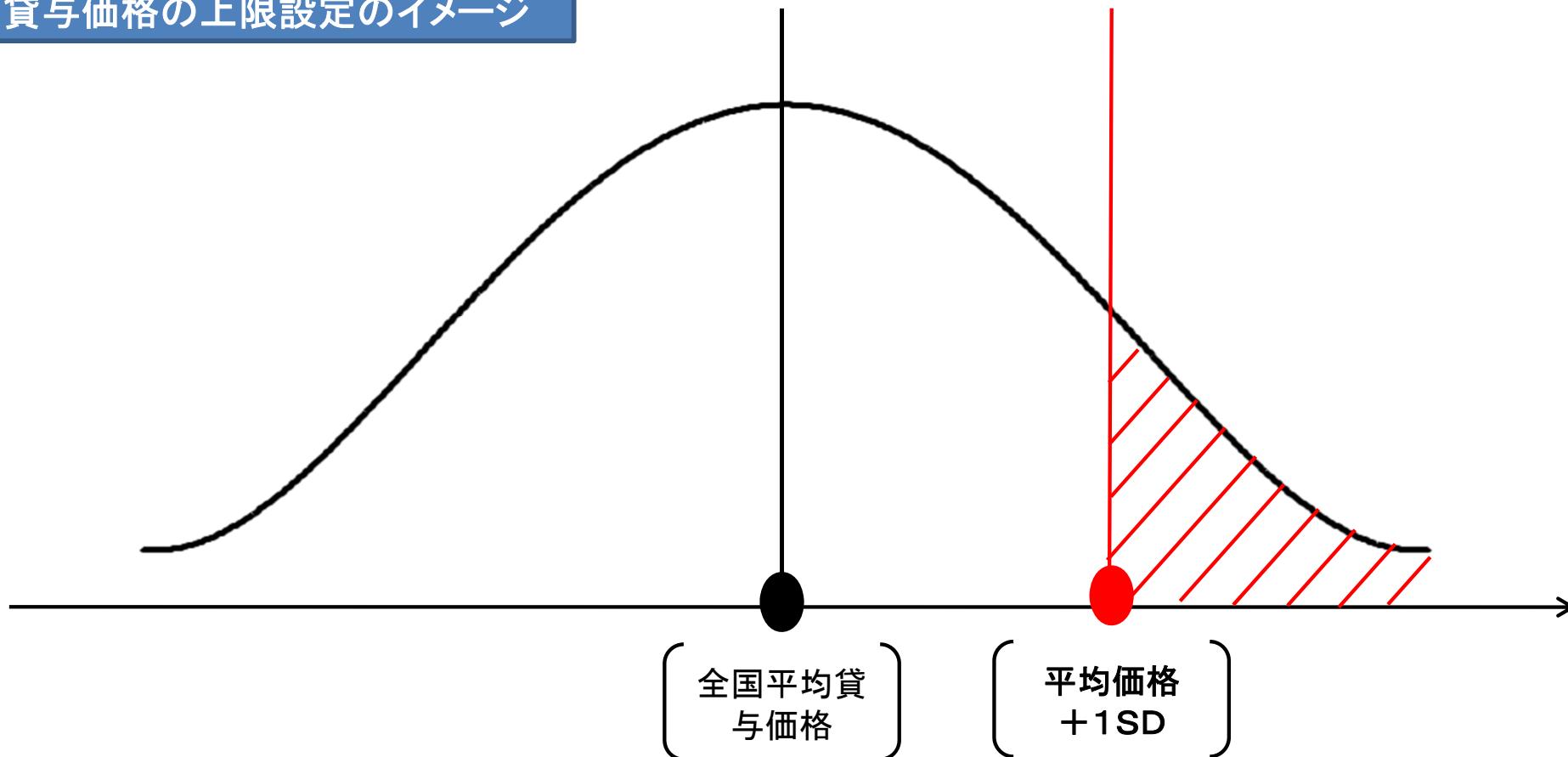
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格 + 1標準偏差)。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

社保審－介護給付費分科会
第158回（H30.1.26）参考資料1より

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格 + 1標準偏差(1SD)」とする。
※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当（正規分布の場合）。

貸与価格の上限設定のイメージ



【全国平均貸与価格 + 1標準偏差(1SD)】

- ※ 上位約16%に相当（正規分布の場合）
- ※ 異なる地域や条件による差異を考慮する場合は、別途加算
- ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い